

注文書

株式会社 北日本メディカル に対して、下記の内容にて商品を注文致します。

商品名 いす式階段昇降機・大同工業製・KSB型
 * 詳細は、図面・仕様確認書・カタログおよび見積書による
 見積番号 150000689 図面番号 SOC075-BA

数量 1台

注文金額 750,000 円 (消費税別) 税込み価格 787,500 円

取引条件 現金振込み確認後、商品工場出荷

引渡期日 お打ち合わせによる (平成23年5月20日)

引渡場所 札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
 山本 弘明 様邸 電話 011-784-4060

備考 ご注文の取り消しに際しては、キャンセル料が発生致します。
 商品到着予定日の10日前まで、契約金額の30%
 7日前まで、契約金額の70%
 上記期日以降、契約金額の90%

確認済証番号第 87552号

検査済証番号第 13842号

引取証明原(封印)証内容に於て施工必須

平成23年5月6日

発注者

札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
 株式会社 エッチェイハウスリメイク
 取締役 山本 弘明



本注文書等計5枚の記載事項全に係る法律を満了している事を証する
 文書を受注者より受領後5日以内に発注者
 に提出する。これに反した
 場合受注者は発注者に
 対し、工事費のペナルティ
 を課せらる。

受注者

札幌市豊平区平岸5条10丁目7
 株式会社 北日本メディカル
 代表取締役 櫻井 勇次



平成23年5月16日

有限会社 HA ハウスリメイク
取締役 山本 弘明 様

株式会社 北日本メディカル
代表取締役 櫻井 勇次



いす式階段昇降機 ご注文の件

本年5月6日に、ご署名と押印をいただくため注文書をお預けしましたが、下記の理由により、契約締結をお断りさせていただきます

- 5月6日にお渡ししました注文書に、後日御社にて加筆された内容では、当社の設計図面での設置は不可能であるため。

昇降機確認申請図面（注文書添付の図面）は、実在の階段に対応する昇降機の設計図ですが、御社のご希望される建物の図面に対応する製品施工をすることでは安全が確保できません。

また、昇降機の確認申請と異なる設置はできません。

平成24年2月20日

前田武志国土交通大臣（法規課）

FAX03-5253-1630

上田文雄札幌市長（釣部建築主事、事業廃棄物課佐藤課長）

FAX011-211-2823

FAX011-218-5105

日本ERI札幌支店（吉田部長）

FAX011-290-3217

札幌工業検査（兼平専務）

FAX011-222-7855

東日本ハウス、坂本社長

FAX03-3239-9833

他住宅会社、不動産事業者

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有)HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@国が公文書で” 当家は金融公庫法、建築基準法を通した合法施工住宅と公文書を発行し、認めながら、改築用確認申請で、新築時点から金融公庫、建築基準法に全く適っていない設計強度の無い住宅”と公文書発行して居ます、近隣住宅確認申請を通す場合、絶対当家を揺らす施工を禁じて下さい、当家が被害を蒙り財産権侵害が生じますので

1、既にご存知の通り当家は「金融公庫融資住宅でありながら金融公庫、建築基準法違反施工の重大な欠陥施工住宅だと”改築用確認申請合格証明で国家が認定している住宅です”」今後当家近隣にて新築工事（住宅解体工事）用確認申請が出された場合、絶対に当家を振動させる、住宅に被害を及ぼす施工を禁じて確認申請を通して下さい。

2、今、当家裏伏古2条4丁目8-13、上田宅（借地権付住宅）で一人住まいの家人が病気を悪化させてこの住宅を解体撤去し、地主に借地を返還し、地主がこの土地を売却して購入者が住宅を建てると動いています「当然住宅解体撤去工事も、新築工事全般でも”施工強度ゼロの当家を揺らす工事は絶

対認められません”地震による家屋被害と同じ結果を生むと公文書で証明されて居る当家ですから」

3、昨年、当家から40メートル程度離れた住宅を解体撤去して、新築施工して居る現場で「重機を使用して、当家が大揺れし続ける工事を行ったので、即座に元請の株式会社中山組建築部主任を当家に呼び、改築用確認済み証明書も見せて”当家を揺らすと家に重大な地震被害が生じる”と通告しました、中山組は当家が異常に揺れてぎしぎし言う状況を理解して大幅に振動を減じる施工に切り替えています」

4、当家は現状では「絶対に近隣の解体、新築工事で家を揺らしてはならない住宅で、公文書でこの事実は公式認定されています”建築基準法、市条例で他家を振動させて施工して通せる、財産権侵害して通る法律、条令は無いです”まして公文書で違法施工、設計強度ゼロの住宅だと、新築時点で合法と公文書認定しながら、改築用確認申請で設計強度ゼロの違法、欠陥施工と公式認定した当家に行政、建築主事が地震を生じさせる施工を認めて被害を生じさせられる道理は一切無いのです」

5、別紙階段昇降機設置契約でも「昇降機設置が確認済み証明が二通り出されており、これでは脱法施工でしか出来ないからと、メーカー、代理店は昇降機設置を拒み逃げました”上田宅解体撤去工事も、昨年廃棄物処理法違反工事禁止等は仲介業者？、市事業廃棄物課にも通告して有りますが、合わせて振動を与える施工全て禁止をこうして公式通告します」

かつて孫請け仕事であゆみ第二幼稚園一部解体を請負い、近隣から”振動を与える工事禁止、電動工具、エンジン付機械使用の重大な制限を、住人から訴えられた市役所から通告され、通す事となりました。当然大赤字でした、工事がほぼまともに行えませんでしたので、電動工具、エンジン付機械使用の重大規制結果で、これが合法施工なのですけれどね。

平成24年3月6日

〒007-0862
札幌市東区伏古2条4丁目8-13
上田浪子様
上田文雄札幌市長
事業廃棄物課、佐藤課長
TEL 011-211-2927
FAX 011-218-5105
建築確認課、釣部課長
TEL 011-211-2846
FAX 011-211-2823
東日本ハウス 坂本社長
TEL 03-5215-9895
FAX 03-3239-9833

札幌市東区伏古2条4丁目8-14
(有) HAハウスリメイク 山本弘明
TEL 011-784-4046
FAX 011-784-5504

@上田様への”法律を踏まえた重大な伝達事項を事前に伝えて置きます”

1、土屋ツーバイ、不動産事業部山田部長には「専門分野の事業者なので伝えて理解して頂いている事ですが、上田様自宅内部の大量の家電、家具、衣類、日用品搬出処分、住宅解体撤去作業は、全て合法に行って頂かなければなりませんので、次の合法作業を必須で行うようお願いします、上記役人、東日本ハウス、当家施工元請会社にも確認して下さい」

(1)、当家はご存知のように、平成元年完成させた、東日本ハウスが元請で、金融公庫融資住宅ですが”実は当家は建築基準法、金融公庫法を完全に蹂躪した、法律上設計強度もゼロの欠陥、犯罪施工住宅だったのを、建築主事、金融公庫事業、年金事業、融資金融機関北海道銀行、東日本ハウスで、確信犯で公文書で合法認定して通した”住宅でした「別紙当家への階段昇降機設置契約書と建築基準法違反施工となっている当家への昇降機設置は、合法を求められたから設置不可能との代理店文書を参照下さい」

(2)、従いまして「上田宅解体撤去は手作業にてのみ行う以外認められません、重機を使用しての解体撤去作業は当家、設計強度法律上ゼロと、公文書で新たに認定済みの住宅への振動被害は一切加えられませんので”改築用確認申請で当家は違

法施工と公式認定されています” 釣部建築主事の手で、東日本ハウスも民事訴訟他で当家が公的融資を受けながらの違法施工だろうと、一切責任を負わない、と答弁し、責任から公式に逃げた事実も存在しています」機械作業での解体撤去に入れば、当然作業を止めます、公文書で欠陥施工認定された当家を守る為当然です、そもそも、重機を使用して近隣住宅を揺らす事は認められていないのですしね」

(3)、家屋内に残されている物品多数の搬出処理作業は” 運送業者を委任しても犯罪です、運送業者は一般廃棄物請負処分事業までしていますが、刑事罰則適用事業なので告発して有ります” 事業廃棄物課に確認下さい” 当然地主に委任も犯罪です、違法な家屋内からの廃棄物処理作業も認めません” 私は身内が次々死去、施設入所した従兄弟の自宅の拝領の廃棄物処理を先日しましたが、これも本来刑事罰則適用と言われていています、しかし、闇で大手事業者にはこの犯罪請負作業をさせていますけれど、表立ってはもう無理です。

(4)、そして「自宅前の道路に車を駐車しての搬出、解体撤去作業も禁止します」当然の事ですが、土屋の部長には、私が当家敷地を使用して、手作業で処理は出来るが、他社では立地条件的に無理だろう、と上田さんに伝えて頂いたので、ご存知ですよ。

(5)、参考までですが” 新築用の建築確認が上田さんの敷地だった場所に出されたなら、一切機械で振動を与える作業を禁ずる” との条件を付与してしか、当然確認済み合格証明は出せない事実を建築主事、国交省に告知して有ります、改築用確認申請で、当家は設計強度の無い欠陥、違法施工住宅、新築時に偽の合法認定公文書複数を発行し、公的融資を受けさせた、詐欺住宅認定がなされているので当然の合法要求です。

2、長年隣り合わせで暮らして来た間柄です、こうした文書のみでの「国、地方自治体、警察、司法が絡んだ重大な事案を伝達、告知するのは心苦しいのですが、上田様が当方と連絡を遮断している以上止むを得ません” 上田様住宅と家財は処理責任全てを上田さんだけが負っているのです” 当家に何かの被害を与えても、違法な作業を行わせても、全て上田さんが責任者ですよ」国が公式認定した、合法認定されて来た違法、欠陥施工住宅が隣家だったにしても、責任は全て上田さんが負うのです。

※添付書類

当家への階段昇降機設置契約書、及び合法設置は違法施工住宅だから不可能とした、代理店文書

平成24年2月24日

札幌高検川村博検事長
FAX 011-222-7357
上田文雄札幌市長（事業廃棄物課、佐藤課長）
FAX 011-218-5105
北海道警察本部長
TEL, FAX 011-251-0110
札幌市東区伏古2条4丁目8-13
上田浪子殿
札幌市東区伏古2条4丁目10-12
大阪様
土屋ツーバイホーム、山田真一部長
FAX 011-717-2411
道内自治体廃棄物課、住宅会社他

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14
(有) HAハウスリメイク 山本弘明
TEL 011-784-4046
FAX 011-784-5504

@「上田浪子さん所有住宅からの家財道具、家庭用品一式の排出処理業務とこの住宅の解体撤去を行う」と、大阪氏、土屋山田部長は昨年伝えて来ましたが、上田さんが廃棄物処理法を守り合法に排出者責任、処理委任行為を果たした根拠が不明ですし、上田さんは昨年暮れから住所が不明で、合法、非合法確認が不可能です

1、環境省、北海道庁、北海道警察、札幌高検、札幌市上田市長、事業廃棄物課佐藤課長には複数回文書、口頭他で伝えて有りますが「昨年暮れ、私の自宅裏伏古2条4丁目8-13、上田浪子さんが病気で一戸建て住宅に暮らせなくなったと言う事で、近所はほぼ知らないうちに上記自宅から居なくなりました。それで”この借地権付住宅の土地所有者である文書記載住所地、大阪さんが私の娘に、上田さんの家を自分が業者を頼んで家財道具一式と住宅の解体撤去を土地の購入者を探したら行う”と伝えて、土屋ツーバイ山田部長も私の自宅を訪問し、土屋で上田さんの家財一式処分と家の解体撤去を（下請けに丸投げして）行います、こう私は伝えられたと記憶しています。

2、私は土屋の山田部長に「上田さんの家の中には当家から良く見えるが、大量の家電製品、家具、家庭用品が散乱しているが、大阪さんが仕切って土屋が上田さん所有の家財道具を請け負い処理する業務は、廃棄物処理法違反で認められないし、上田さんの所有住宅の解体撤去を大阪さんが仕切り、土屋で請け負って下請けに工事をさせる事も、廃棄物処理法にも違反しています”上田さんの家財一式処分も、住宅の解体撤去も上田さんが発注責任者で排出責任者です。上田さんの行方を知らせず、大阪さんと土屋、下請け等の業者で上田さんの家財一式、住宅解体撤去を行い終えるなら、一番に上田さんが一般廃棄物、産業廃棄物処理法違反責任を負う事になります”」と伝えた事も貴殿らは十分承知です。

3、上田浪子さんの今の所在を知っているのは、大阪さん、土屋山田部長、札幌市、里田商店ご主人ですが、誰も私に上田さんの現在の住まいを教えないで、上田さんの家財一式違法処分、持ち家違法解体撤去を通そうとしています「この両方の作業は”上田浪子さんが当事者、排出者責任を公式に証明し、私からの要求にも応じて、請け負った業者も上田浪子さんから一般廃棄物、産業廃棄物処理事業者許可を受けた業者として、正しく一般廃棄物、産業廃棄物処理請負業務を遂行していることを証明しなければなりません”」

5、札幌市役所、小樽市役所産業廃棄物課、佐藤、浅井課長も、東警察署、小樽警察署生活安全課も「私が相続権者、家人が大量の家財道具を一般廃棄物処理許可の無い業者を委任して運搬処分した事例を告発したら”請負業者を知っているのか、お前が見て証拠を揃えた一般廃棄物処理法違反請負業務なのか”こう言い募り一般廃棄物処理違法業務を、排出者、請負業者、受け入れ処分市センター三者を逃しました。この上田さんの実例は事前にこうして伝えて居ます。市役所、警察、大阪氏は上田さんの所在を隠蔽し、上記重罪が科せられる廃棄物処理法公式蹂躪行為を通すのでしょうか」

排出者を公権力が行方を隠匿し逃して一般廃棄物、産業廃棄物違法処理を押し通す等国中の廃棄物処理事業が破綻する行為です。

平成24年4月3日

細野豪志環境大臣

廃棄物課

FAX 03-3593-8264

札幌高検

FAX 011-222-7357

北海道警察本部、東警察署

上田文雄札幌市長（事業廃棄物課、佐藤課長）

FAX 011-218-5105

都道府県廃棄物課各位

札幌市環境事業公社（石村）

TEL 011-219-5353

FAX 011-219-0053

北清企業（田村、岩岡担当）

TEL 011-791-1101

FAX 011-791-1233

マスコミ各位

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@環境事業公社” 運送事業免許もトラックも作業員も居ないこの事業者が、札幌市事業廃棄物課と結託して、運送事業、一般廃棄物請負処理を元請で請負、丸投げで業務に走った” 多重犯罪です

1、札幌市環境事業公社、石村は「うちが上田さんから” 家の中の物を引越しと言う事で、契約書も一切無しで請け負いました” 共通運送には、家から物品を運び出して、大阪さんまで手作業で運ぶ作業員を、一人工幾らで発注して居ます、うちの営業の有城が、共通運送の作業員を指揮して居ます、後は大阪さんに運んだ物品を、一般廃棄物許可業者に積ませて処分します、札幌市から頼まれて、市と協議して、家の中の物品を引越しと言う名目で大阪さんの敷地に運んで、廃棄物処理する事にしました、うちにはトラックも作業員も一切居ないので、共通運送と北清企業にこの業務全てを請け負わせました、荷役作業と廃棄物処理業を、上田さんから、人工一人幾ら、運搬処理幾らと口頭で決めて、現金を受け取って請け負ってこうして処理しています、共通運送が上田さんが現場に来て監督する

と言ったそうですが、上田さんは来ない契約です、引越し名目で家の中の物資を廃棄処理する仕事です」こう答えている。

2、札幌市事業廃棄物課、北口は「共通運送が”上田さんの家の中の物品を自社のトラック、一般廃棄物許可の無いトラックに積んで、共通運送の作業場まで運んで、後は廃棄物処理許可業者に処分させる”廃棄物処理法では、運送業者は引越し名目でこの一般廃棄物処理業を行えるんだ、一般廃棄物処理業許可は不要だ、札幌環境事業公社がこの業務を請け負って、山本が言った共通運送にこの作業を行わせている、運送業者の名前は、山本に聞いて知った、この業務を行って合法的な証明は一切要らない、環境事業公社が合法と言うから合法だ、そういう法律の決まりだ」こう強弁しました。

3、共通運送の身分を名乗らない作業員等は「うちが上田さんと引越し名目でこの業務を請けた、上田さんとの契約書は会社に有る、うちが一般廃棄物処理許可業者だと言う証明書も会社に有るんだ、上田さんはここに来て管理をする事になっている、札幌市が認めた業務だ、市の間人呼んでみる、うちは札幌市の許可を得て市に頼まれてこの業務を行っているんだ」こう言い続けました。

4、共通運送作業員を、身分を名乗らず指揮していた、有城営業は「東苗穂交番警察官に、環境公社の一般廃棄物処理許可を見せて”共通運送がこの一般廃棄物処理業許可を持っている”と偽りを言って通しました”黒川警察官が私と、呼んであった清水氏（古物商）に、共通運送は一般廃棄物処理許可を持っている、と答えた事ですが、環境事業公社の石村から、有城営業が共通運送を指揮している、と聞いて、有城に確認したら、共通運送のとは無く、環境事業公社の許可証を見せたと答えました」

5、ご存知でしょうが「運送事業、引越しも廃棄物運搬処理事業も”一番先に運送業の許可が必要です、青ナンバートラック登録車両を所持し、運輸局に届け出て、その上で運送業許可を取ります”しかし環境事業公社と札幌市は、運送業許可もトラックも作業員も居ない、刑事罰則適用事業、引越しを偽った荷役請負作業、廃棄物処理事業請負仕事、物資運び出し請け負い作業元請をこうして請け負って、運送業者、運送業及び産業廃棄物処理事業者に丸投げしたのです」当然国土交通省、運輸局は環境事業公社に運送事業許可は出していません、トラックから無いのですから。

6、当然北清企業は「産業廃棄物処理事業者ですから”環境事業公社、札幌市から一般廃棄物請負処理業、及び畳、産業廃棄物区分物品を請け負い処理、パッカー車で全部潰して運搬したのですから、違法請負仕事なのは確信犯です”畳の処

理にしても、我々建設業者が市の清掃工場に運んでも一枚1,000円程度で別処理となっています」完全に産業廃棄物請負処理業務ですよ。

7、この事件は「札幌市が主導で、恐らく上田さん自宅敷地所有者の大阪と闇で談合して、上田さんが共通運送に引越しを頼んだように装い、共通運送作業場に共通運送作業員、トラックで物資を運んで、強行突破処理を行う予定だったのでしょう”それが証拠に、市は合法業務、環境事業公社がそう言っている、と言って現場に来ませんでした。警察が来た事で、共通運送と環境事業公社営業の有城は”警察の前で引越しトラックに廃棄物を積載して運ぶ危険を避けて、北清企業の産業廃棄物処理パッカー車を呼んで積み込んだのでしょう」

無許可運送事業、犯罪一般廃棄物処理許可取得事業を、札幌市が主導で環境事業公社に独占させて、運送業者、産業廃棄物許可業者に下請け、丸投げさせている、引越し業務も市と環境事業公社で請け負っている事実も含めた、市と環境事業公社犯罪実態が証明されました。

8、別紙環境事業公社、北清企業への同様仕事委任書が通れば、法律から完全に飛びます。ちなみに引越しと言い張りましたが、廃棄物処理業務なので家電四品目を運び出して処理ができませんでした。

平成24年4月3日

上田文雄札幌市長

事業廃棄物課、佐藤課長

FAX 011-218-5105

札幌市環境公社

TEL 011-219-5353

FAX 011-219-0053

北清企業

TEL 011-791-1101

FAX 011-791-1233

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@同じ業務を、ではこっちでも行って下さい” 私から現金で発注します”

1、今回の上田宅での一般廃棄物処理請負業務は”札幌市の場合は、一般廃棄物はお金を支払って、玄関先に出した家財等廃棄物に、このシールを添付し、一般廃棄物処理の車で積み込んで運ぶ”以外許可が出ません、しかし今回の作業は”環境公社が元請受注し、共通運送に荷物運び出し、他者の敷地への運搬を丸投げ外注し、この物品を、北清企業の産業廃棄物運搬車に積み込んで処理した業務、一般廃棄物運び出し、運搬処理請負業務です、しかも丸投げ請負処理です、私の家業、建設業でもこれをやれば、中間搾取禁止、丸投げ禁止規定が掛けられます。

2、ここまで公式に行った、一般廃棄物請負丸投げ処理業務です”では、別紙私の従兄弟の家の家財、まだトラック7~8台分は家の中に有りますし、私が処理を一任されていますので、環境公社で口頭で請け負って処理して下さい”私はここまでの契約も交わしたが、違法は同じと言われているので、作業を止めていた物ですから”従兄弟の一般廃棄物処理請負方法を文書で送って下さい”

平成24年4月4日

細野豪志環境大臣（廃棄物課）

FAX03-3593-8264

札幌高検 川村博検事長

FAX011-222-7357

北海道警察本部長、東警察署署長

北海道運輸局貨物課、矢瀬担当

FAX011-290-2704

高橋はるみ北海道知事（産業廃棄物課、原主幹）

FAX011-232-4970

上田文雄札幌市長（事業廃棄物課、佐藤課長、市税課、遠藤課長）

FAX011-281-5105

FAX011-218-5149

マスコミ各位

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@札幌市、環境事業公社、北清企業による、上田宅家財、家庭用品他違法処分業務追求の続編です

1、環境省、警察他には「上田宅家財、家庭用品他犯罪処分現場写真も送りました」環境事業公社営業の有城担当も写っていましたので、記名入りで送りました」「運輸局は」必ず今朝の文書、環境事業公社、大型廃棄物処理センター（コールセンター、民間のセンターが受付で産廃業者へ割り付けているペーパーカンパニー）が札幌市から一般廃棄物請負処理業許可を受けながら、運送業許可もトラックも作業員も居ないのに、請負業務を行っている事の法による合否他回答”を文書で出して下さい」

2、帰宅して「環境事業公社に”運送業でも無い、実質ペーパーカンパニーの公社を通さず、じかに北清企業に委任してあらゆる廃棄物を纏めて潰して処理させるべきだ。上前を跳ねられないし、何でも纏めて潰して処理出来るから便利で安上がりだ”そうさせられないのか、文書への回答はどうなった？こう問い質しましたが、石村担当は、いきなり電話を切って逃げました。犯罪に手を染めている人間のような反応です。廃棄物請負処理事業者なのに

逃げました」

3、北清企業に、昨日運んだ上田宅の混合廃棄物の処理方法他を聞きました。

；あの筆筒、布団、衣類、畳、紙製品、液体廃棄物多数、ガス台、米櫃、炊飯器、スコップ、鉄製品多数他混合廃棄物は”市の処理センターに持ち込んで処理した”環境公社の委任廃棄物と言えば、あらゆる廃棄物を纏めて潰して処理して受け入れられるから”自社が産業廃棄物請負した廃棄物では認められないが、環境公社と言えば、あらゆる廃棄物をああして纏めて潰して受け入れてくれる、理由は知らない。

；環境公社と言えば”マニフェスト一切無しで何でも処理して通っている、うちが許可を取ってある産業廃棄物処理事業では、当然認められていない”どうして環境公社だとマニフェスト不要なのかは知りません。

；どうして運送業許可も無い、トラックも作業員も居ない環境公社、大型廃棄物処理センターの下請けをして、元請でやれないのか、昔にこの仕組みを作られて通って来たので良く分かりませんが”環境公社を通さなければ、上田宅廃棄物処理方式は認められない決まりのようです”法的根拠は知りませんが、うちがじかに上田宅と同様の廃棄物請負処理をする事も、山本さん他から上田さん方式処理を受ける事も認められません。

4、新発寒清掃工場に”環境公社が下請けに運ばせて受け入れている、あらゆる廃棄物混合搬入処理を認めている根拠等を聞きました”鉄でも何でも燃やせば、釜が溶融した物質で壊れるからです。

清掃工場答えー環境公社が請け負った、混合廃棄物は”清掃工場で分類作業を行っています、燃やせない物を釜に入れて燃やせませんから”

山本ー市民、業者には”細かく分別して処理させながら、何故環境公社と言えば、筆筒、衣類、布団、紙、液体廃棄物多数、炊飯器、ガス台、米櫃、鉄製品多数他を纏めて潰して持ち込み処理出来ているのか”これが通っていると分かったのだから、誰でもこの処理をしたい”環境公社が下請けに出したあらゆる廃棄物を混ぜて運んだ処理を全員に適用させるべきだ、もう廃棄物処理法も運送事業の法律も崩壊しているのだから。

清掃工場—環境公社の業務と一般の廃棄物処理業務の違いは、そういう決まりで行っています。環境公社以外だと、畳、鉄製品等は別々に下ろさせますが、環境公社なら全部纏めて潰して運び込み出来ます、うちで分類しますから。根拠は知りません”上司の命で伝えます、山本から連絡が来たなら、全て市役所の佐藤に回せと指示が出ているので、一切答えられません”

5、同じ法の元で”環境公社、大型廃棄物処理センター限定で、無許可、業務体制ゼロでの運送事業（運輸局によると、トラック5台以上所持していなければ許可が出ない）一般廃棄物事業元請、あらゆる廃棄物を纏めて潰して受け入れ処理容認、市で分別処理”しかし他の市民、業者だと一切認めず、状況により廃棄物処理法違反、無許可運送事業行為で摘発されて居る憲法、法律根拠を答えるよう求めます、当然の要求です。

平成24年4月4日

細野豪志環境大臣（廃棄物課）

FAX03-3593-8264

札幌高検 川村博検事長

FAX011-222-7357

北海道労働局、東海林安全課長

FAX011-281-8458

北海道警察本部長、東警察署署長、生活安全課

高橋はるみ北海道知事（産廃課、原主幹）

FAX011-232-4970

上田文雄札幌市長（事業廃棄物課、佐藤課長、市税課、遠藤課長）

FAX011-281-5105

FAX011-218-5149

札幌市環境事業公社（石村）

FAX011-219-0053

北清企業（田村、岩岡担当）

FAX011-791-1233

マスコミ各位

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@昨日から行われている、東区伏古2条4丁目8-14、上田浪子宅での、一般廃棄物の、札幌市事業廃棄物課が仕切ったの請負処理業務は、多重の犯罪で行われています

1、昨日の上田宅一般廃棄物、伏古2条4丁目10-14、大坂宅に、共通運送作業員が札幌市環境事業公社の下請け仕事を行い、一旦運んでから”産廃処理業者北清企業がパッカー車に片っ端から放り込んで偽装一般廃棄物処理（北清企業が答えている）した行為で”マニフェスト、大型家具、布団等処理シール無しであらゆる物品を潰して処理した作業では、次の物品が潰されて運ばれました。

; 大型筆筒複数、畳、電気釜、布団、衣類多数、紙類、中身入りの液体等洗剤、調味料、スコップ多種、鉄製品米櫃、衣類掛け他多数

2、この廃棄物請負搬出運搬、産廃処理車に放り込んで処理は「札幌市事業廃棄

物課が一番上で”恐らく上田宅土地所有者の大坂から請負、大型廃棄物処理シート購入手続き等も飛ばして、環境事業公社に丸投げし、公社が一切運送廃棄物処理が出来ないペーパーカンパニーなので、共通運送に運び出し、運搬を孫請けで出して、北清企業に更なる下請け廃棄物処理を行わせたのでしょう”札幌市は”表向き的大型家具類処理業務と、闇での市による家庭内物品多数搬出処理請負業務を行っていると言う事実の証明です”闇請負家庭内廃棄物請負処理業は、市には請け負い代金は一切入金されず、この闇業務を行っているのです”札幌市、環境事業公社、共通運送、北清企業は、違法運送事業、違法廃棄物処理事業を行っているのです。

3、当然環境省、検察庁、北海道警察本部、北海道労働局、高橋知事、上田市長は”この札幌市が仕切った闇運送、廃棄物処理事業の実態は知らなかったのですよね”行政機関にこのような請負事業を請けて仕切れる法の権限も資格も無いのですから”共通運送は、派遣と思いき若者多数を、この作業に従事させています、彼らを派遣した事業者も洗うべきでしょう”

4、北清企業は”上田氏所有物品多数の、この刑事罰則適用業務で、マニフェストは出さない意向ですが”私が扱う一般家庭から出された工事に付随して出された廃棄物を産廃業者に処理させれば、別紙の通りマニフェストが出ます。北清企業は”偽装一般廃棄物請負処理を行っている”産業廃棄物処理法違反工事業者です。

日通、ヤマト、サカイ、アート引越し事業者は”一般廃棄物を引越しに絡めたとする言い訳で、廃品目録と契約書、委任状を作成してセンターに運び、産廃処理業者にマニフェスト発行処理させています。産廃処理業者も処理不可能な種々廃棄物の処理方法は、答えられません”こう答えています。

佐川は”運送業は有価物以外運べないので、こうした運送業者の業務は、完全に運送事業としても犯罪です、と答えて居ます”

札幌市が指揮しての上田、大坂氏と結託した、廃棄物請負運び出し、運搬処分業務犯罪は絶対放置出来ません。

平成24年4月5日

細野豪志環境大臣（廃棄物課）

FAX03-3593-8264

札幌高検 川村博検事長

FA011-222-7357

北海道警察本部長、東警察署署長

北海道運輸局貨物課、矢瀬担当

FAX011-290-2704

高橋はるみ北海道知事（産廃対策課、原主幹）

FAX011-232-4970

上田文雄札幌市長（事業廃棄物、佐藤課長、市税課遠藤課長）

FAX011-281-5105

FAX011-218-5149

都、各市廃棄物課

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

“廃棄物処理法違反とされて摘発されている事業者、行為者は、権力のしのご、廃棄物処理事業を独占して私腹を肥やす妨げとなると言う理由での摘発でしょう” 事業遂行実態無しの公社がのさばっている現実が示す事実は”

1、札幌市事業廃棄物課が仕切り、札幌環境事業公社が、市と共犯で” 廃棄物搬出、運搬、中間分別処理施設無しの業務実態で上田宅の家財、家庭用品一式の運び出し、大阪宅へ手作業運搬、共通運送トラックでこの会社の作業場まで偽装引越し請負で運ぼうとして、警察が来たので北清企業産廃処理トラックを呼び破碎処理に切り替えた事件” は、警察による非合法業務見逃しも加わっています。

2、この事件、一昨日の事件で「現場に来た警察官は、村上、柴田、黒川警察官で、東苗穂交番の地域課警察官との事です」この警察官、年長で体格が良い、確か黒川警察官に対し、環境省、警察、道庁、運輸局に写真も送った中の人物（記名しました）環境事業公社の営業職である有城は、偽装請負、丸投げ請負業務事実等を隠し、別紙「一般廃棄物収集運搬業許可証、札一廃許可第一号、財団法人札幌市環境事業公社宛、上田文雄発行許可証を提示し” 共通運送による上田宅から大阪宅への廃棄物搬出運搬、及び北清企業のトラックへ積み込んでの破碎処理業務、これら写真に写っている廃棄物搬出処理業務は、この許可証が有るから合法と見せて説明した」黒川警察官は「環境事業公社への許可証提示で、共通運送、

北清企業による、大本が札幌市、環境事業公社、実際の業務遂行事業者、下請けが共通運送、北清企業と言う多重犯罪業務を見逃したのです」

2、これ等の行為は「札幌市役所、環境事業公社による”共通運送、北清企業を下請けで使ったの業務を合法と偽造すべく身分詐称、許可証の虚偽使用犯罪に走ったのです”実際に全ての業務を行ったのは、偽装引越し業務が途中で廃棄物搬出運搬作業に変わった共通運送、派遣作業員、北清企業ですから”札幌環境事業公社への許可証提示でこの請負業務が合法には絶対なりません”」札幌市、札幌環境事業公社と警察は、許可証の複数事業者による使いまわし犯罪を行い、追認したのです「この許可証使い回しが合法なら、共通運送、北清企業と同じに当社を含めた建設、運送業者他にも回して使用させるべきです」廃棄物運搬業は有価物で無いから運送業許可不要としたのでしょうが、そうなると、運送業者の共通運送は、陸運局が行政処分しなければならない、犯罪事業者です。

3、この添付写真により、幾つかの事実が証明されています「北清企業の産廃処理トラック、解体塵処理等記載トラックは”白ナンバーで、運送事業車両では無い（ナンバー札幌33-32）”共通運送が荷物を積載に回したが、私が撮影に入り逃げた軽トラックは黄色ナンバーで運送事業車両では無い」「大坂敷地に運ばれて、北清企業のトラックに積み込まれて破碎された廃棄物は、電子レンジ、鉄の丸い室内用の物干し、畳、机、箆等混合廃棄物である」「共通運送は偽装引越し作業用に自社のダンボールを持って来て荷物を入れたが、警察が来たので箱毎積んで破碎させた」「上田宅から大坂宅まで台車で廃棄物を運搬し続けた」

4、「廃棄物収集”運搬業”許可証は、運送事業許可が無くとも発行されているのですね」しかし、多分来た企業等産廃処理許可業者は”中間分別処理場とトラック複数、作業員、運転手複数が揃っています”」でも札幌市環境事業公社は”トラック、運転手、作業員、中間運び込み分別処理場一切無いでしょう”だからこの”一般廃棄物運搬業許可事業者”に、札幌市が闇で便宜を図って、あらゆる廃棄物を一緒に積み込み、破碎させた廃棄物を受け入れて、税金を投じてばらして分別しているのです”

5、そして「札幌市環境事業公社は”この許可証記載が証明する通り、偽装引越し業務、荷役作業請負業務は出来ません”札幌市が共犯でこれだけの公開犯罪に手を染めたのです”法律では、上田、大坂も共犯です”」今後、国、道庁、札幌市、警察は”今後行われる、家財一式請負処理業務で、この公開廃棄物偽装運び出し、運搬処理業務事件と常に整合性を取る以外無いのです”私が従兄弟の家の廃棄物処理を行うと犯罪と、良く言えた物です、これだけの極悪犯罪を重ねている国家権力が。

平成24年4月6日

ヤマト引越し部門、岩城担当

FAX 011-786-8479

日通の引越し札幌西センター、佐々木担当

FAX 011-631-1144

アート引越しセンター札幌東視点、浅野担当

FAX 011-785-0125

引越しのサカイ札幌支店

FAX 011-860-4018

アートコーポレーション、中沢担当

FAX 072-870-1155

土屋ツーバイ不動産部門、山田部長

FAX 011-717-2411

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@家庭から排出される、大量の廃棄物請負無差別一括パッカー車投げ込み、市の処理施設で税金で分類処分破碎処理、引越し偽装によるこの処理は”札幌市役所が仕切ったの闇請負業務でした”

1、先日来私が、「病気を抱え身内が次々死去したが遺品処理が不可能な身なので、私が処理代行しようとしたが、廃棄物処理法違反犯罪である、絶対に公式合法処理方法は無い、行った場合犯罪とされる」こう、環境省、北海道庁産廃課、札幌市事業廃棄物課、清掃工場が通告して居た事実を踏まえ、引越し業者、建設業者が一般家庭の大量の廃棄物請負処理を行っている事は廃棄物処理法違反、刑事罰則が適用されると伝え続けて来ました。

しかし、実は札幌市役所がこの犯罪請負業務を頭で仕切り凶行して、天下り利権とさせている実例証拠が”当家裏、伏古2条4丁目8-13、上田浪子宅、住人退去の家屋内の大量廃棄物偽装引越し、警察を呼ばれて伏古2条4丁目10-14、大坂敷地まで手作業で運び、産廃処理車両にあらゆる物品を放り込み、破碎処理業務で証明されました。

2、この犯罪請負業務は、札幌市事業廃棄物課が仕切り、札幌市環境事業公

社が共通運送に偽装引越しをさせに走り、しくじって、北清企業パッカー車であらゆる廃棄物を投げ込み処理し、清掃工場が共犯となり、税金でこのごたませ廃棄物を分類処理した犯罪でした。

「別紙文書も添付します、証拠写真は近日中に当会ネット証拠に掲載します、皆様方の一般廃棄物請負処理事業は非合法ですが、役人の天下り利権獲得の為”偽装引越し犯罪制度”をお上がでっち上げて凶行しているからやられていたのですね”」

環境省、厚生労働省、運輸局、司法、警察、北海道庁、札幌市が関与して、熟知している事実です、近日中に栃木県知事、大田原市長他を訴えてある、死者の動産泥棒事件にも、この札幌市犯罪を証拠提出します。